

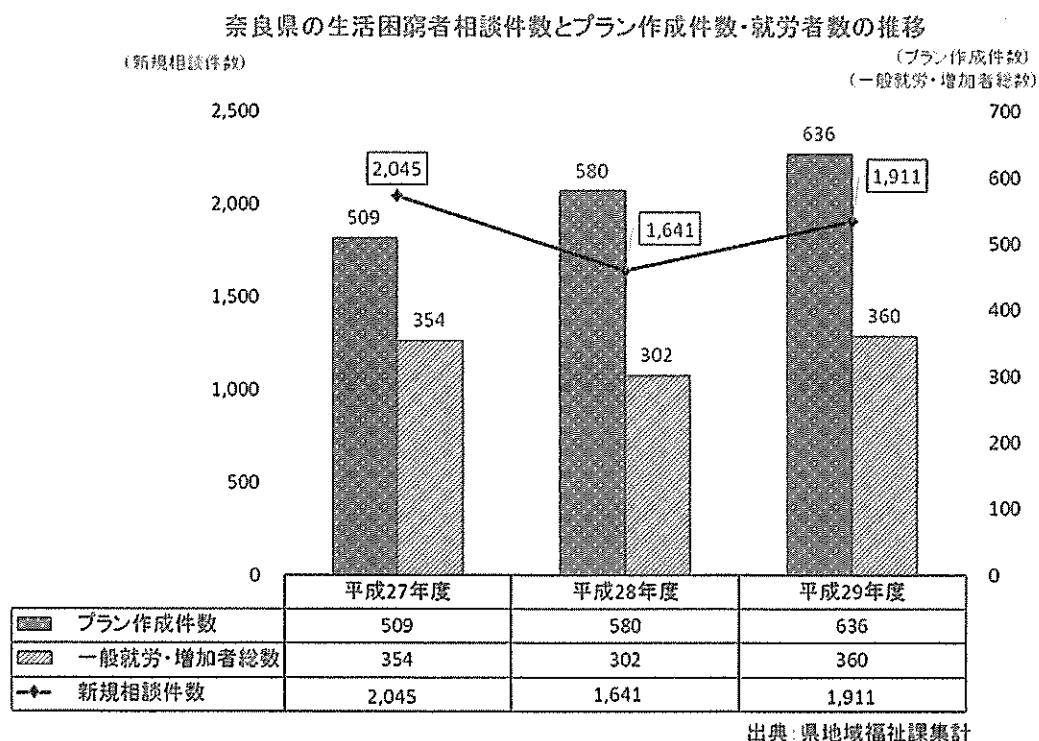
年を超えるケースや当事者・家族が高年齢であるケースが見られます。

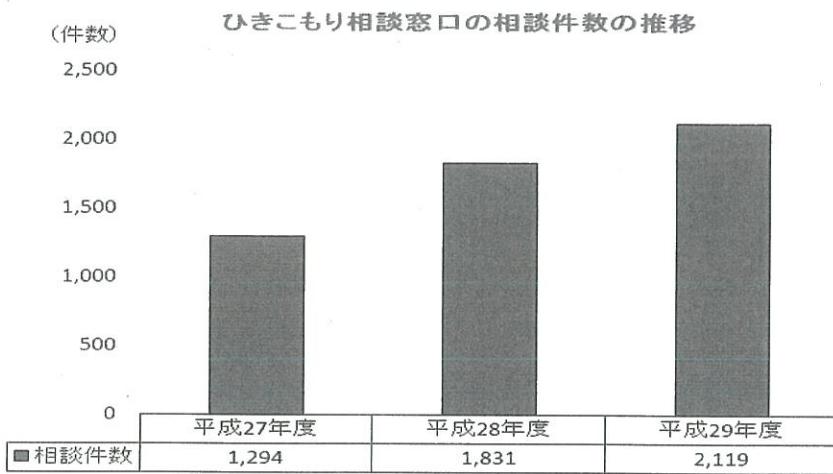
- 就労支援の取組については、「奈良県中和吉野生活自立サポートセンター」において、生活困窮者の相談に応じているほか、ハローワークと連携しての就労支援を実施し、平成30年度からは県と県内11市が協定を締結し、広域就労準備支援事業として直ちに一般就労に結びつきにくい人に対しての支援に取り組んでいます。

【取組の方向性】

- 生活困窮者への自立支援については、特に、取組が低調な家計改善支援事業について、県全体で実施できる仕組みづくりを検討します。
- 市等職員の研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等、市町村に対し支援していきます。
- ひきこもり対策については、地域に潜在するひきこもり状態にある当事者を早期に支援に繋ぐことが重要であることから、ひきこもりに対する正しい理解とひきこもり相談窓口の認知を高めるとともに、市町村や多分野・多機関と連携し、相談・支援体制を強化していきます。
- 生活困窮者に対する支援を行う機関同士の連携を図るため、関係機関等により構成される会議の設置を進めます。

【参考データ】





出典：県青少年・社会活動推進課集計

③ 更生支援の推進

【現状と課題】

- ・罪を犯した人は、過去の過ちゆえに、あるいはそれ以前から、社会での居場所がなかったり地域で排除されたりと、生きづらい思いを抱えている人が多く、その人が地域で受け入れられるよう更生が果たせることは、再犯の防止のみならず、誰にとっても住みよく暮らしやすい地域づくりに繋がります。
- ・犯罪を繰り返す人の中には、福祉サービスを必要とする高齢者や障害のある人もいて、福祉的な支援が受けられないまま矯正施設に戻るケースもあることから、矯正施設退所後、速やかに適切な福祉支援につなげることが重要です。このような人に対しては、平成23年度より奈良県地域生活定着支援センターにおいて、福祉サービス等に係るニーズの確認や受入先施設の斡旋等を実施してきました。
- ・平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、翌29年に国の「再犯防止推進計画」が策定されたことにより、県においても、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた必要な施策を策定、実施する責務が規定されました。
- ・県においても福祉サービスを必要とする一部の対象者にとどまらず、罪を犯した人の更生支援に関する施策を国や関係機関と連携しながら総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

【取組の方向性】

- ・更生支援に関わる国、関係団体・機関、市町村等と課題を共有するとともに、連携、協働の仕組みを構築し、就労、住居（居場所）、福祉・医療、教育など社会的自立に向けた切れ目のない支援を行います。
- ・このような県の更生支援に関する取組について、広く県民の关心と理解が得られるよう、分かりやすく効果的な広報啓発に取り組みます。
- ・地域生活定着支援事業については、国や関係機関と一層の連携を図り、高齢者や障害のある人などに対し効果的な支援がなされるよう取組を推進します。

【参考データ】

地域生活定着支援センターの業務実績

	H26	H27	H28	H29
コーディネート業務(件数)	9	14	10	10
フォローアップ業務(件数)	16	14	17	20
相談支援業務(件数)	13	26	36	49
県民向け啓発セミナー等開催数	1	3	2	1

出典：県地域福祉課集計

④ 権利擁護の推進

【現状と課題】

- ・認知症の人や障害のある人など判断能力が十分でない人の権利を守り、その尊厳を保持するため、また、地域で安心して暮らしていくことができるよう、必要に応じて本人の意思決定を支援する取組や虐待防止取組の充実が求められています。
- ・福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業の利用者は年々増加傾向にあります。
- ・平成29年3月に国の「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、市町村は成年後見に関する基本計画の策定及び中核機関の設置に取り組むことが示されたところであり、その実現に向けて市町村の取組が進むよう支援していく必要があります。
- ・高齢者への虐待については、平成28年には養介護施設従事者等によるものが1件、養護者によるものが112件となっており、引き続き虐待防止に向けた普及啓発や研修等の取り組みを実施していく必要があります。
- ・また、障害のある人への虐待防止については、奈良県障害者権利擁護センターにおいて、迅速かつ適切に対応できるよう取組を進めるとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、障害のある人への虐待防止に関する周知啓発に取り組んでいます。

【取組の方向性】

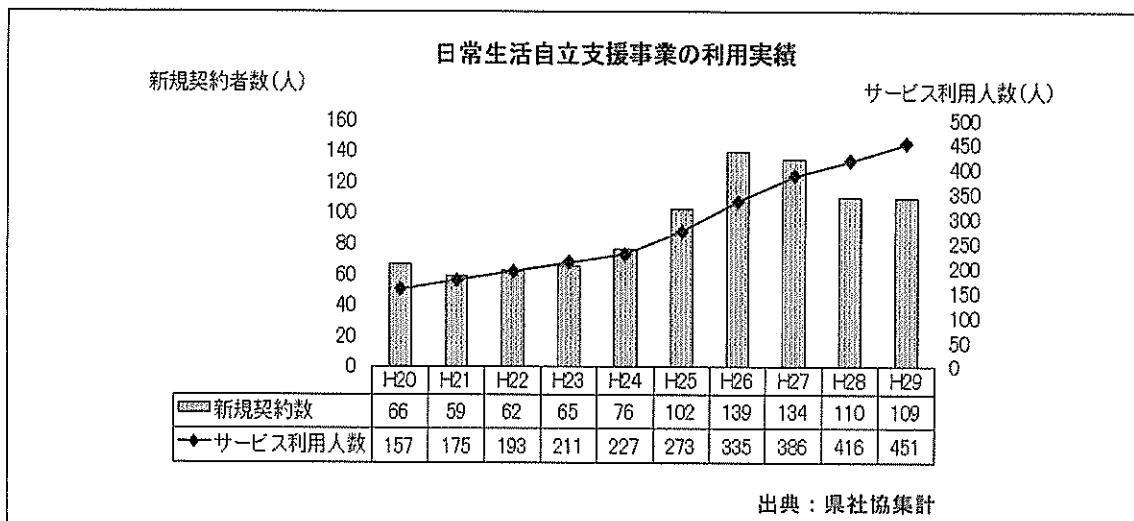
- ・日常生活自立支援事業については、支援計画に基づいて利用者への福祉サービスの向上を図るとともに「運営適正化委員会」により適正な運営を確保します。
- ・成年後見制度については、市町村高齢者権利擁護担当課、地域包括支援センター等に対する相談支援や研修会の開催等を引き続き実施するとともに、市町村に対する基本計画の策定支援や、中核機関設置に向けたモデル市町村の勉強会の開催等体制整備に資する取組を推進します。
- ・高齢者への虐待の防止については、虐待防止に係る普及啓発のほか、市町村及び介護施設等を対象とする研修を引き続き実施します。

- ・障害のある人への虐待防止については、研修参加者数増加に向けて研修の周知方法や実施時期の見直しを図りつつ、虐待防止に向けたさらなる体制強化に取り組んでいきます。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成32年度目標 (2020年度)
①	権利擁護ネットワークの中核機関設置市町村数	2 (平成30年4月現在)	9 (複数市町村による 広域設置を含む)

【参考データ】



日常生活自立支援事業における相談援助件数の推移

	平成28年度	平成29年度
相談件数	13,323	12,525
新規契約件数	110	109
実利用者数	416	451

出典：県社協集計

高齢者虐待件数の推移

	H25	H26	H27	H28
美介護施設従事者等による虐待件数	1	4	3	4
養護者による虐待件数	115	116	119	112

出典：県地域包括ケア推進室集計

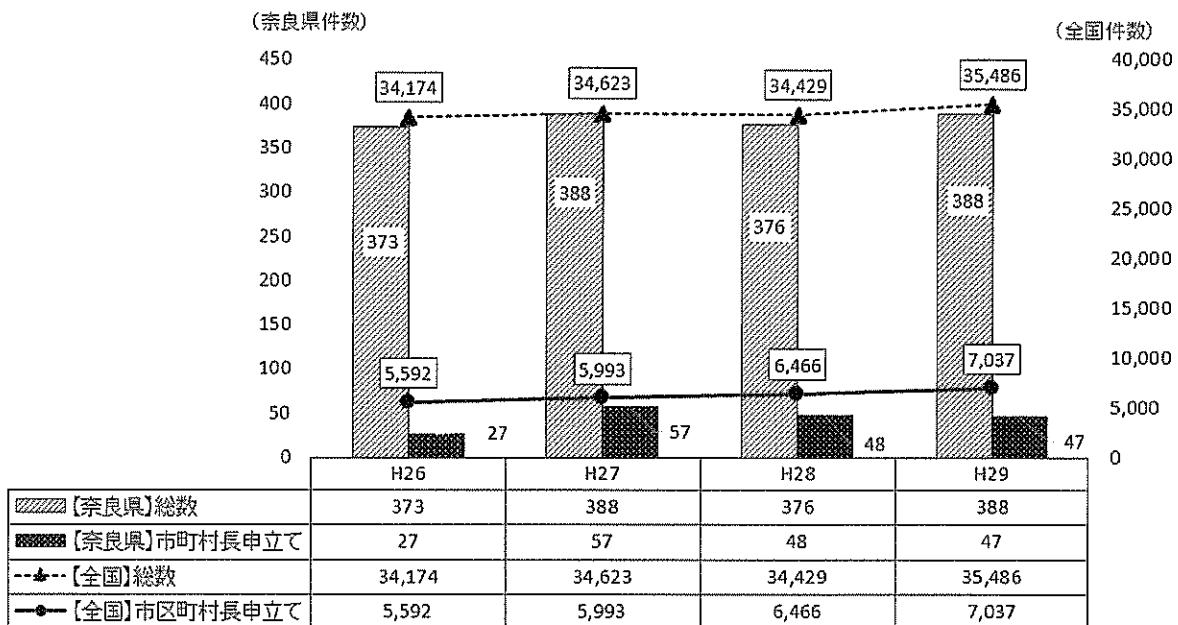
障害のある人への虐待件数の推移

	H25	H26	H27	H28
障害者福祉施設従事者等による虐待	2	2	4	1
養護者による虐待件数	12	12	14	16
使用者による虐待	0	0	2	4

出典：県障害福祉課集計

成年後見制度 申立人と本人の関係別件数

(後見開始、補佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件が対象)



出典:最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

⑤ 経済的困難等を抱える子どもの支援の充実

【現状と課題】

- ・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖する事がないよう、全ての子どもがその将来に夢や希望を持って成長していくける社会を実現していくことは重要です。
- ・生活保護受給世帯の子どもも、経済的理由により就学援助を受けている子どもの数は、近年ほぼ横ばいの状況にありますが、ひとり親世帯は年収200万円未満の世帯が半数を占め、子どものいる世帯数に占めるひとり親世帯の割合は増加傾向にあります。
- ・また、経済的問題を抱えている家庭の中には児童虐待が繰り返されている事例もあり、虐待対応件数は年々増加傾向にあります。
- ・そこで、県では子どもの学習支援や、こども食堂等の安心できる居場所づくりの推進、母子家庭等就業・自立支援センター（奈良県スマイルセンター）における、ひとり親家庭の親に対する就業支援等を行っています。また、虐待防止対策のため、オレンジリボンキャンペーンによる啓発、アウトリーチ型（訪問型）の子育て支援等による未然防止の取組、

虐待対応に従事する職員の資質向上研修や増員による体制整備、県と市町村、警察、学校等との連携による支援等を行っています。

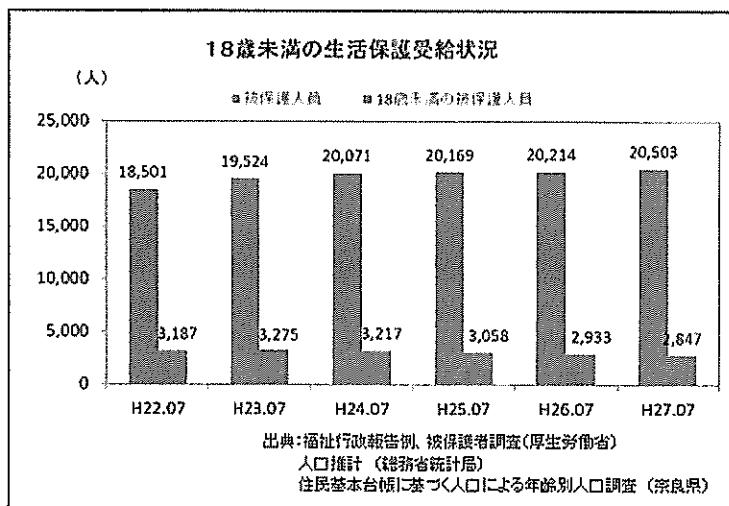
【取組の方向性】

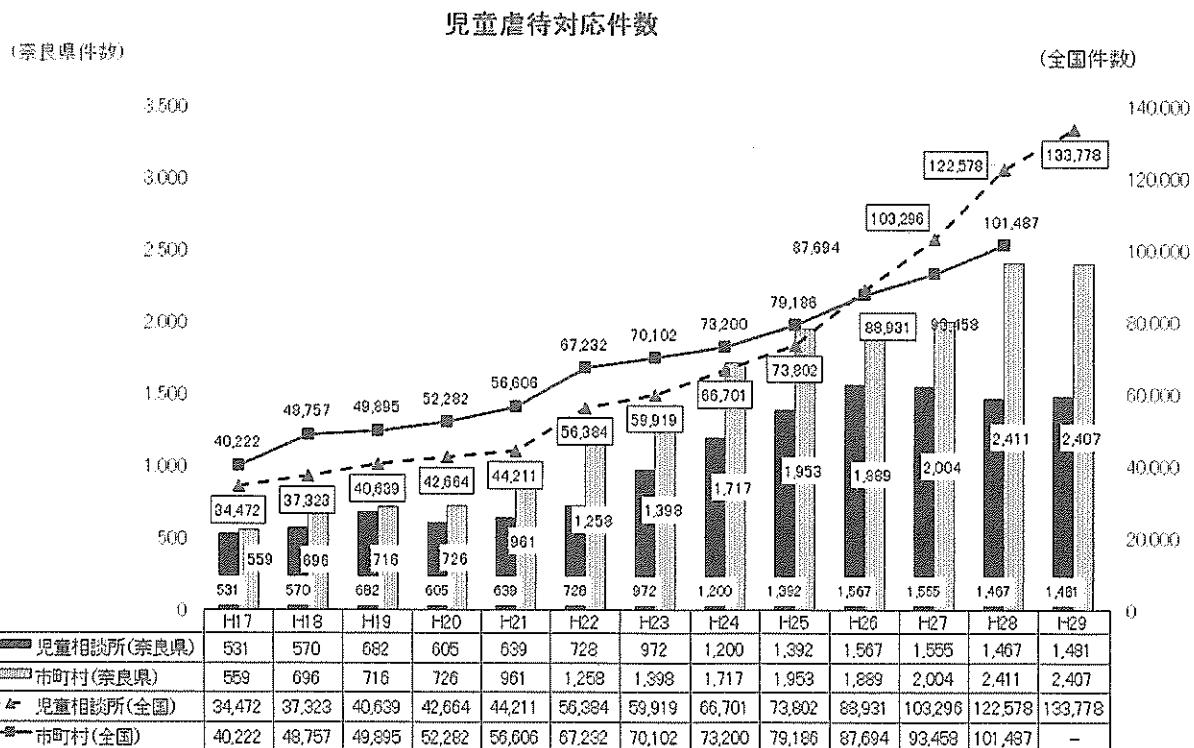
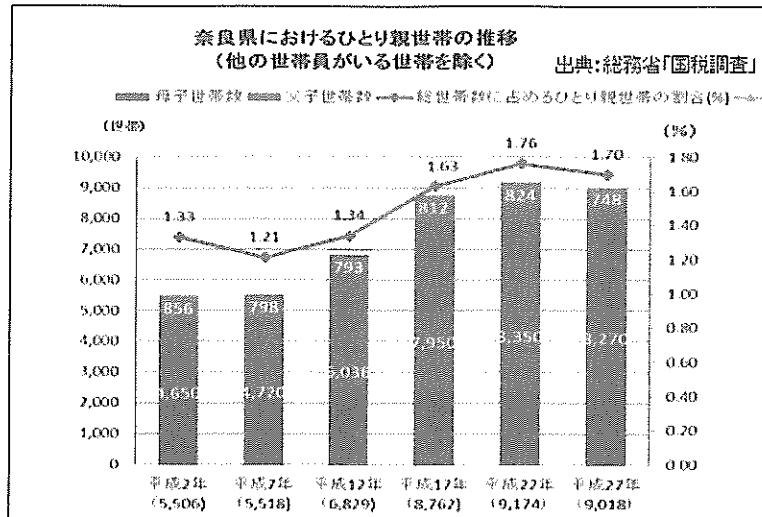
- ・子どもの学習支援については、学習支援だけでなく、生活習慣・育成環境の改善、教育と就労（進路選択等）に関する相談支援についても取り組んでいきます。
- ・こども食堂については新規開設者への支援を行い、子どもが安心して集える地域の居場所づくりを推進します。
- ・また、虐待の予防と早期の対応を図るため、引き続きオレンジリボンキャンペーンによる啓発、乳幼児期からのアウトリーチによる養育支援を推進するとともに、県こども家庭相談センターへの児童福祉司の増員配置や市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進による体制整備、奈良県スマイルセンターにおけるひとり親家庭の親に対する就業相談や就業支援講習等を引き続き実施します。

《数値目標》

	具体的な取組状況	現在の取組状況	平成31年度目標 (2019年度)
①	こども食堂開設数	39団体 (平成30年9月現在)	80団体

【参考データ】





出典:県こども家庭課集計

⑥ 障害を理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

- 今なお、障害のある人に対する障害を理由とする不利益な取扱いや、障害のある人の社会参加や自立を制限する様々な障壁が存在しています。

- ・県では平成28年度に障害者差別等に対応する相談窓口を設置し、専門相談員が相談を受け付け、障害を理由とする差別の解消に向け取り組んでいるところです。

【取組の方向性】

- ・「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害を理由とする不利益な取扱い及び合理的な配慮の不提供を禁止するとともに、県に設置している相談窓口における相談受け付け等により、障害を理由とする差別の解消を引き続き目指します。

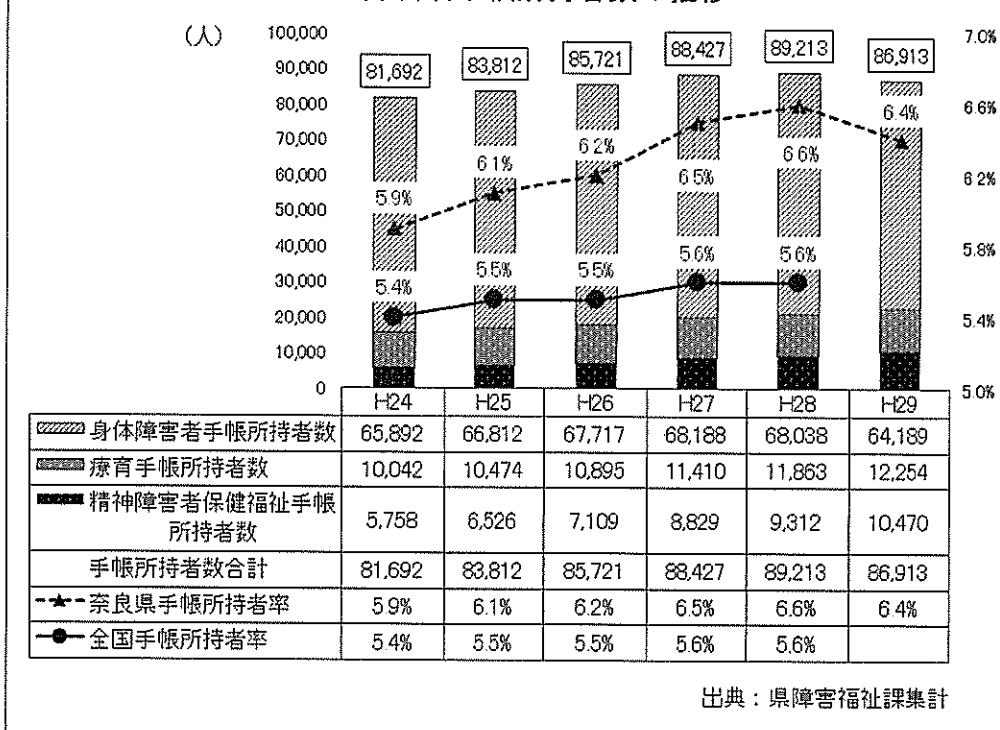
【参考データ】

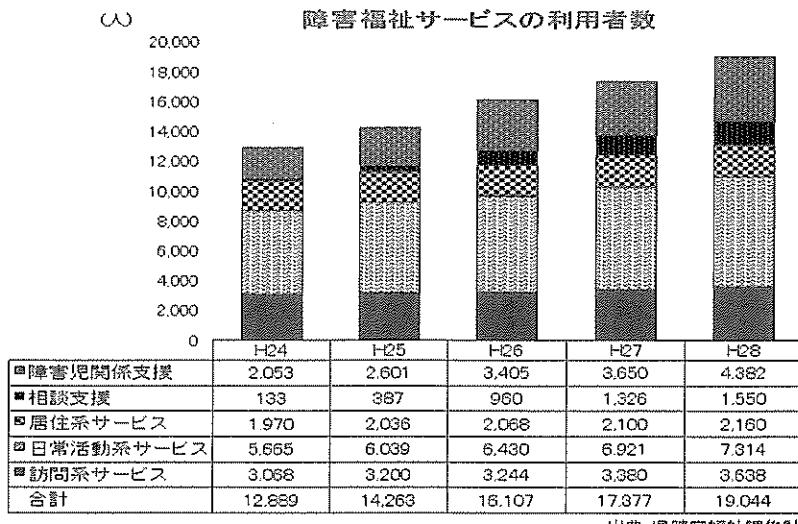
障害者差別等に対応する相談窓口での相談解決件数

	H28	H29
相談解決件数推移 (件)	53	51

出典：県障害福祉課集計

障害者手帳所持者数の推移





出典:県障害福祉課集計

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所
居住系サービスは、共同生活介護、施設入所支援

相談支援は、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

障害児関係支援は、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、障害児入所支援、障害児相談支援

⑦ 自殺対策の推進

【現状と課題】

- ・奈良県の自殺死亡率は 13.6% と、全国で最も低くなっていますが、依然として多くの人が自らの命を絶つという深刻な事態が続いています。
- ・自殺の原因・動機別では、ほぼ全ての年代で「健康問題」が高い比率となっており、若年層では精神疾患による自殺の割合が高くなっています。
- ・また、自殺を考えている人は、自殺の危険を示すサインを発している場合が多いとされていますが、家庭・学校・職場・地域から孤立した場合に自殺が発生するおそれが高くなるため、身近な人が自殺のサインに気づき自殺予防につなげていくことが必要です。
- ・奈良県では、平成 30 年 3 月に「奈良県自殺対策計画」を策定し、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない健康な心で暮らしやすい奈良県の実現を目指しています。

【取組の方向性】

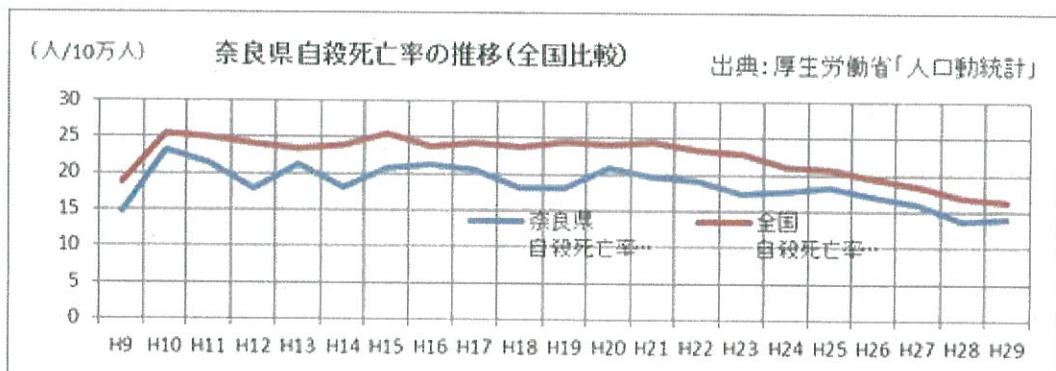
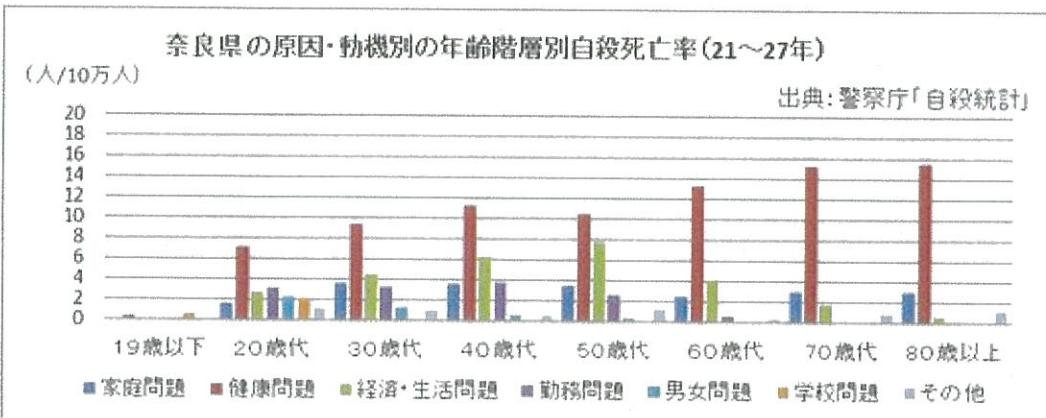
- ・奈良県自殺対策支援センターにおいて、市町村や地域の関係団体等が実施する自殺対策に関する取組への支援を推進するとともに、県内の自殺対策連携体制の構築を行います。
- ・深刻な生きづらさを抱える若者への支援について、関係機関・関係団体のネットワークを構築し、適切に医療機関や相談機関を利用できるよう支援するとともに、若者が地域とつながり、孤立することを防ぐための居場所づくりを推進します。
- ・自殺対策や心の健康に関する情報提供を行うとともに、ゲートキーパー（死にたいほどの悩みを抱えた人に「気づき」、話を「聴き」、適切な相談機関に「つなぎ」、「見守る」人）としての役割を担う人材を養成することで、地域で見守り支える体制づくりを行います。
- ・保健、医療、福祉、教育、労働やその他の関連施策と有機的に連携し、自殺を防ぐことが

できるよう、包括的相談支援体制の構築を進めます。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成34年度目標 (2022年度)
①	自殺死亡率	13.6人／10万人 (平成28年現在)	11.4人／10万人

【参考データ】



⑧ 全ての人に優しい福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

- ・高齢者、子育て世代、妊産婦、様々な障害のある人等が地域で生活を営むためには、行動の障壁を取り除くことが必要であり、設備や環境といったハード面の整備を進めるとともに、人々の心にある障壁を取り除くことが求められています。
- ・住みよい福祉のまちづくり条例に基づく、特定施設（建築物）の届出は、平成29年3月末時点で4,420件となっています。
- ・公共交通機関のバリアフリー化を促進するため、鉄道駅の段差解消や障害特性に配慮した案内表示板等による情報提供の充実等に取り組む公共交通事業者に対し支援を行う鉄道駅バリアフリー整備事業などを実施しています。

- ・また、移動に配慮が必要な人に優先的な駐車区画を公共施設や商業施設等に整備し、利用いただく「奈良県おもいやり駐車場制度」を平成28年から実施しています。
- ・平成30年3月末現在、利用証を累計1,790枚発行しましたが、制度を利用できる協力施設は373施設に留まっており、特に民間施設での指定が伸び悩んでいるため、更なる制度の周知・広報活動に取り組む必要があります。

【取組の方向性】

- ・行動の障壁を取り除くためには、高齢者、子育て世代、妊産婦、様々な障害のある人等が、住民から見えるところにいて、一緒に生活しているという共生の感覚を醸成することが必要であり、ハード・ソフトの両面からの取組を推進していきます。
- ・ハード面では、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、バリアフリー基本構想、又は、移動等円滑化推進方針の作成に関して、市町村を支援していくとともに、公共交通機関のバリアフリー化についても引き続き支援していきます。
- ・また、奈良県おもいやり駐車場制度については、県広報ツールを活用した制度の周知や市町村との連携強化等に取り組むほか、民間施設への協力依頼を引き続き行うとともに、利用者目線での課題把握のため利用者アンケート等を実施し、取組に反映させていきます。
- ・ソフト面については、ヘルプマークなどのシンボルマークの普及啓発や、地域での支え合いの推進や地域福祉を担う人材の育成等を通じて人々の心にある障壁を取り除き、全ての人々に優しい福祉のまちづくりを推進していきます。

【参考データ】

おもいやり駐車場制度利用証発行枚数の推移

	H27※	H28	H29	合計
利用証の発行枚数	775	531	484	1,790

※平成28年1月から発行

出典：県地域福祉課集計

(2) 福祉サービスの質の向上

① 福祉サービス第三者評価の受審促進

【現状と課題】

- ・社会福祉施設等におけるサービスの質の向上には、どのような点が充足・不足しているのかを施設等が認識する必要があります。また、施設等の利用者側からは、実際に利用する前にどのようなサービスを受けられるか等の情報が求められています。
- ・そこで、第三者による公正中立かつ専門的な評価を行い、評価内容等を公表することにより、施設等のサービスの質の向上や利用者の良質な福祉サービスの選択の支援として、奈良県福祉サービス第三者評価事業を実施しています。
- ・事業開始以降、受審件数は累計 17 件となっており、受審費用の負担が大きいことや、受審メリット・制度の周知広報不足等により受審が伸び悩んでいる状況です。
- ・社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、受審が義務化されています。保育所についても受審が努力義務化されたため、今後受審を推進していくための体制整備を検討していく必要があります。

【取組の方向性】

- ・県広報ツールを活用した制度の周知など、事業者への受審の働きかけを行うとともに、評価に関する情報については、県ホームページ等で引き続き情報提供を行っていきます。
- ・各分野での受審義務化、努力義務化や国の動向等に対応するため、評価の体制整備に向けた取組の検討を行っていきます。

② 福祉サービス利用者保護の充実

【現状と課題】

- ・利用者と事業者が対等な関係で福祉サービスを利用できるよう、事業者は、苦情を申し出やすい環境を整え、適切な解決を図る仕組みづくりを行う必要があります。
- ・しかし、サービスを提供している事業者に苦情を受け付ける「第三者機関」が設置されていなかったり、当事者である利用者やその家族から、直接事業所へ苦情を申し出することには心理的な抵抗が伴ったりといった現状があります。これを踏まえ、県社協に奈良県運営適正化委員会を設置し、第三者機関として公正中立な立場から苦情解決を図っています。
- ・各福祉制度の改正や福祉サービスの充実に伴い、運営適正化委員会に寄せられる苦情内容が複雑・多様化しており、寄せられる苦情のうち、約半数が障害分野の相談となっています。利用者等との信頼関係のもと、これらの様々な声をサービスのより良い改善につなげていく必要があります。
- ・事業所段階で利用者保護の視点から、事業所向けの苦情解決研修会の実施や巡回指導を行うとともに、各事業所において公平な立場で相談を受け付ける「第三者委員」の設置に向

けての研修会を実施しました。

【取組の方向性】

- ・適切な苦情解決が図れるよう、事業所の苦情受付担当者や苦情解決責任者のスキル向上に取り組むとともに、第三者委員の設置を促進し、事業所段階における苦情処理システムの更なる充実を図っていきます。
- ・また、運営適正化委員会において、福祉サービスに関する苦情解決に向けての相談、助言、調査、あっせんを行います。

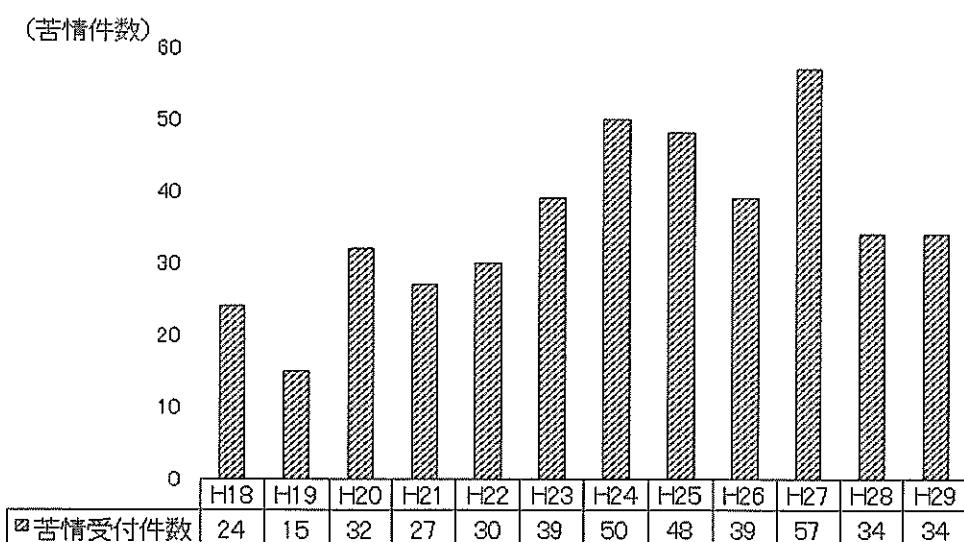
【参考データ】

奈良県運営適正化委員会の活動状況

	H27	H28	H29
苦情相談及び一般相談数	106 件	96 件	106 件
苦情解決研修会参加者数	50 人	61 人	49 人
第三者委員研修会参加者数	91 人	63 人	87 人

出典：県社協集計

奈良県運営適正化委員会苦情受付件数



出典：県社協集計

※運営適正化委員会：福祉サービスに関する苦情解決のための相談・助言、事情調査、斡旋を行うとともに、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の適正な運営の確保のための助言・勧告を行う。

③ 奈良県福祉・介護事業所認証制度の拡充（再掲）

(3) 市町村地域福祉計画の策定支援

① 市町村地域福祉計画の策定支援

【現状と課題】

- ・「市町村地域福祉計画」は、市町村が地域の実情に応じて積極的に取り組み、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものです。
- ・また、社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が努力義務となりましたが、県内の市町村地域福祉計画策定率は平成29年4月時点で35.9%と全国最下位の状態が続いています。
- ・平成30年度の厚生労働省調査によると、奈良県における未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足しているため」が最も多くなっており、策定体制が整備できないうことが主な要因となっています。
- ・このため、市町村や市町村社協を対象に、計画策定支援セミナーを開催し、個別支援に取り組みました。また、各市町村に対する進捗確認、アンケートによる課題調査等を隨時実施しています。

【取組の方向性】

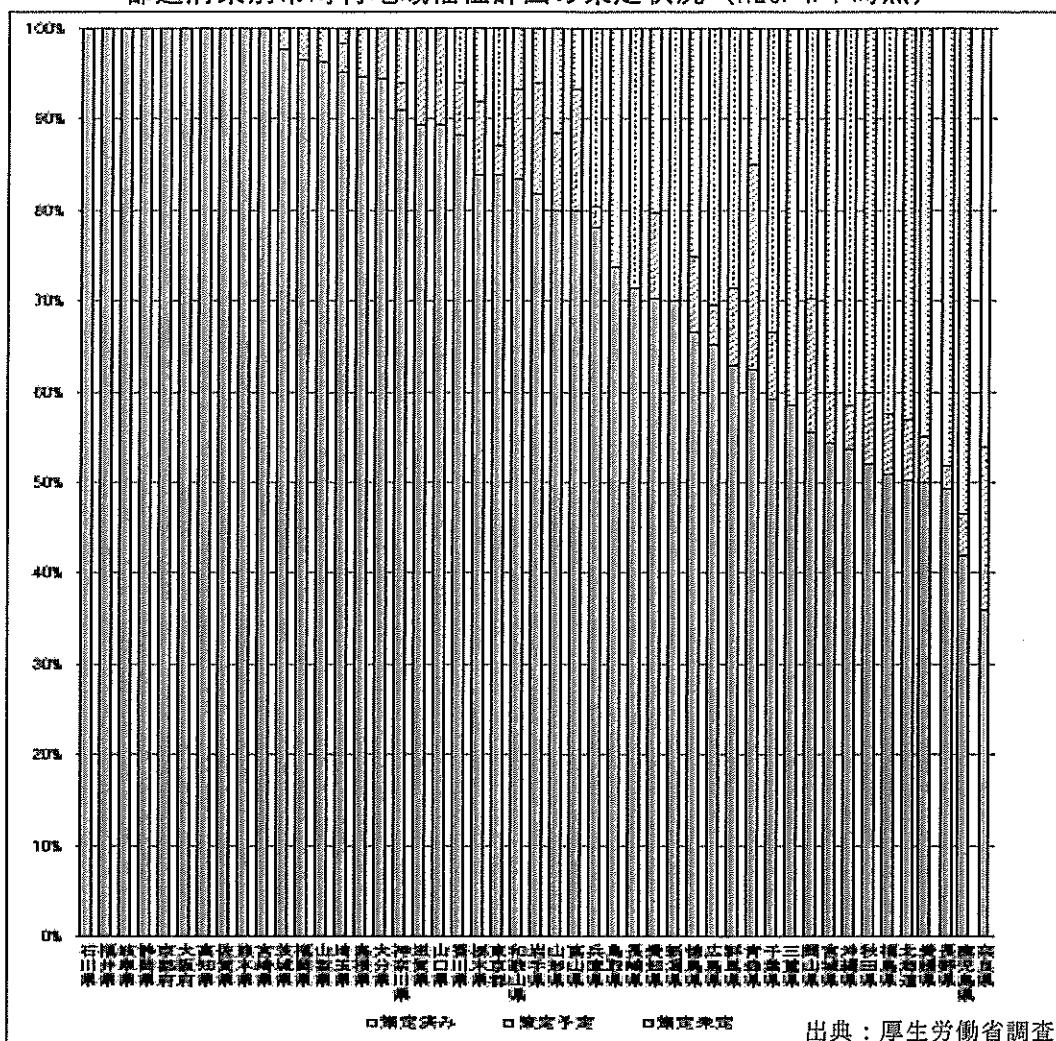
- ・未策定市町村への働きかけを引き続き実施するとともに、地域住民の意見が十分に反映された計画となるよう、策定に係るノウハウの提供等を目的としたセミナーや個別支援といった支援プログラムを実施します。
- ・計画策定済の市町村に対しては、市町村の実情に応じた計画の改定や見直しが行われるよう必要な支援を行っていきます。

《数値目標》

	具体的な数値目標	現在の取組状況	平成33年度目標 (2021年度)
①	市町村地域福祉計画策定率	35.9% (平成29年4月現在)	74.0%

【参考データ】

都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況（H29. 4. 1 時点）



資料編

社会福祉法（抜粋）

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の

措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う

者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

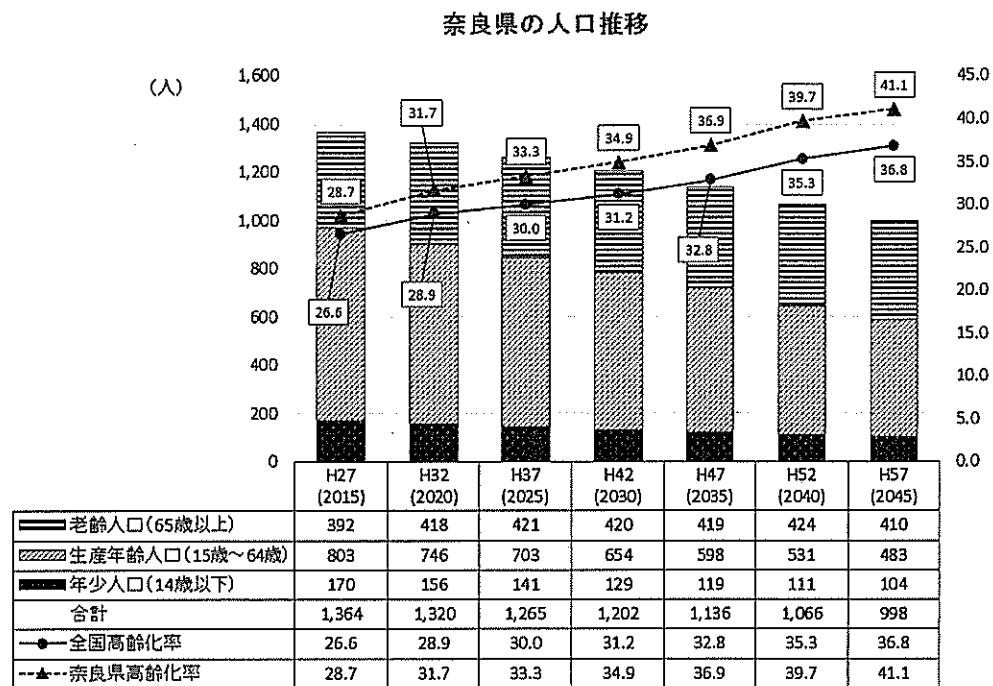
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるとときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

地域福祉関連のデータ

1 人口の状況

(1) 人口推移

本県の人口は平成 27 年度には 1,364 千人ですが、今後減少し、平成 47 年には 1,136 千人になる見通しで、今後とも全国平均を上回る高齢化率で推移することが見込まれています。

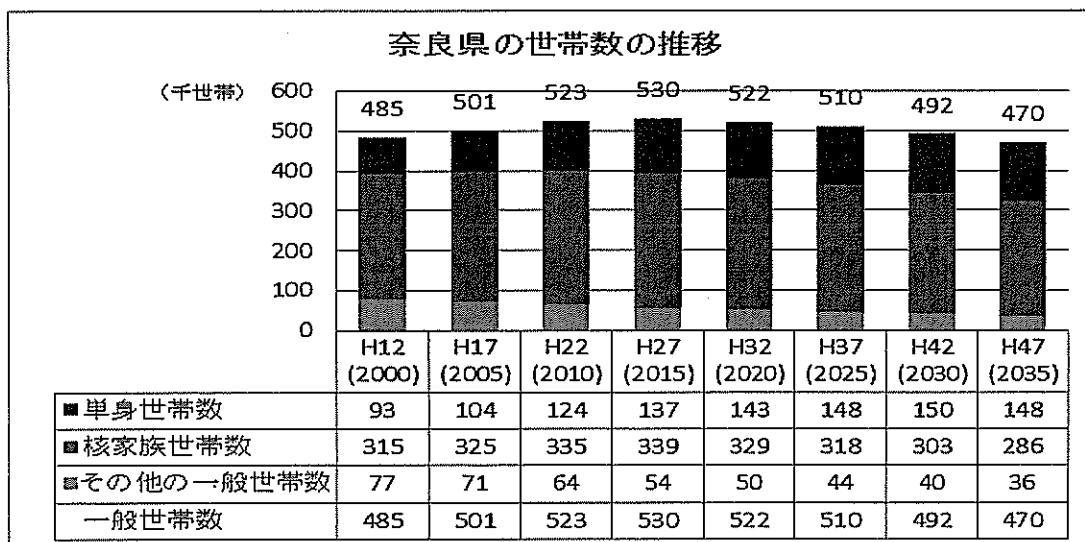


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」

(2) 世帯構成

本県における一般世帯数は、平成 27 年までは増加し、その後は減少していくと見込まれています。

一方、単身世帯数は年々増加し、一般世帯数が減少していく中、世帯総数に占める単身世帯数の割合が増加していくことが見込まれています。



出典：H12～H27 (2000～2015) 総務省「国勢調査」

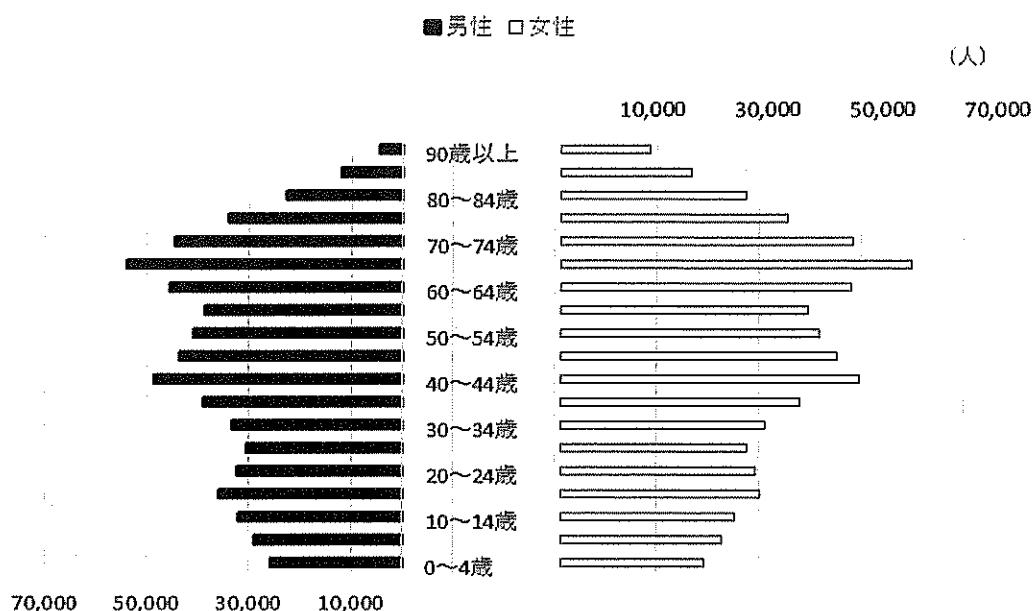
H32～H47 (2020～2035) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県集計）」

※四捨五入の関係で、内訳の合計は一般世帯数と必ずしも一致しない。

(3) 奈良県の人口ピラミッド

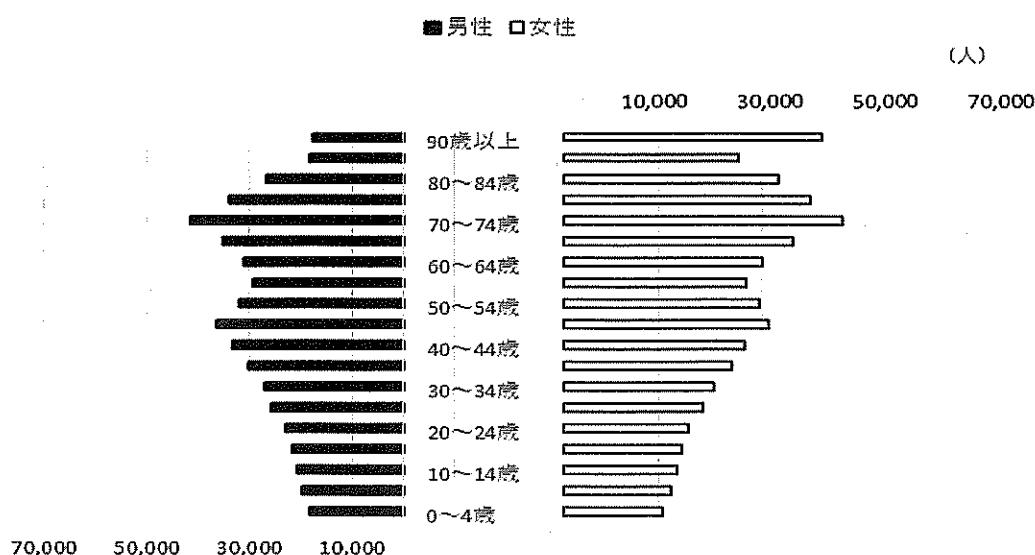
2015年時点では、男女とも65～69歳が最も多く、40～44歳に第二の山ができています。一方、2045年時点では、平成27年時点と比べて、全体的に人口が減っていることに加え、後期高齢者が増加する一方、支えるための生産年齢人口が減少し、逆三角形のピラミッドになることが見込まれています。

平成27年(2015年)



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」

平成57年(2045年)

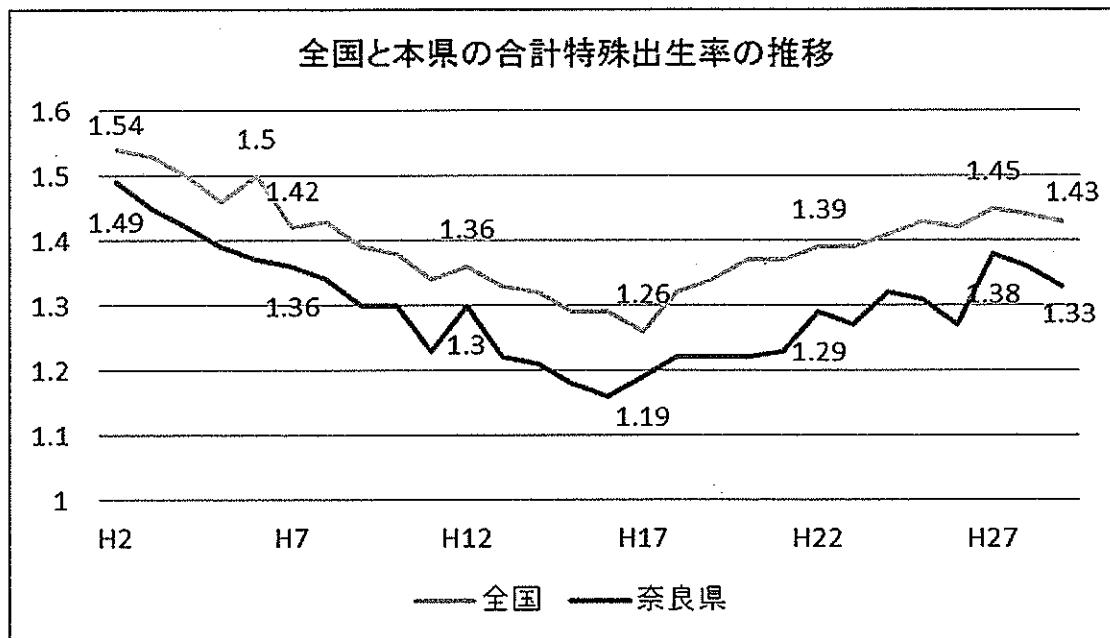


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、近年徐々に回復してきていますが、なお、低い状況が続いている、全国平均を下回っています。

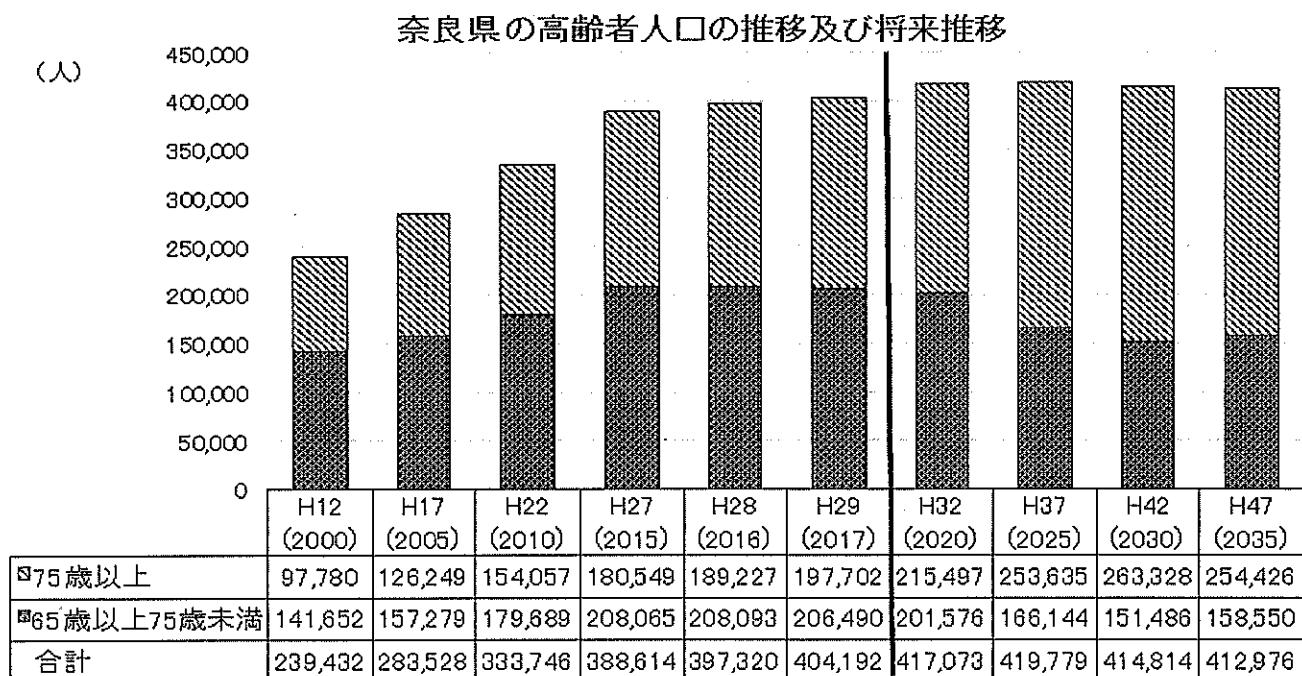
※合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの



出典：厚生労働省「人口動態統計」

(5) 高齢者人口の推移及び将来推計

高齢化の進展により、2025年まで高齢者数が伸び続けることが見込まれており、後期高齢者の比率が大きく増加することが見込まれています。



出典：H12～H27 (2000～2015) 国勢調査

H28～H29 (2016～2017) 年齢別推計人口

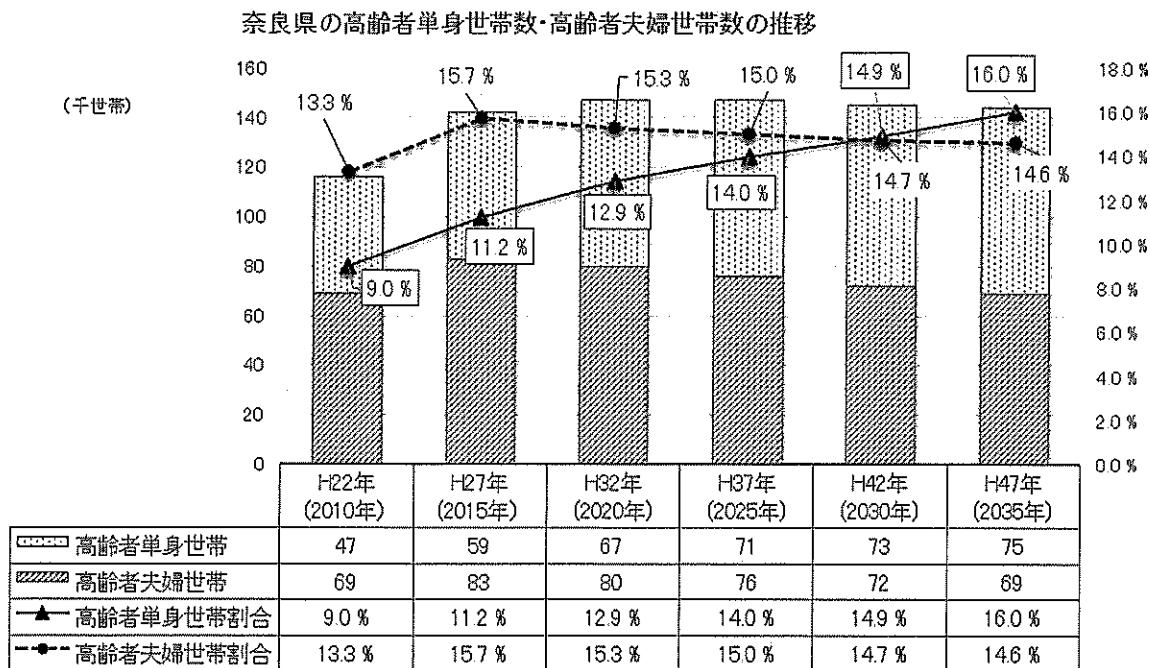
H32～H37 (2020～2025) 各市町村において推計した数値の積み上げ

H42～H47 (2030～2035) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(H25年3月推計)

2 支援が必要な方の状況

(1) 高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯数

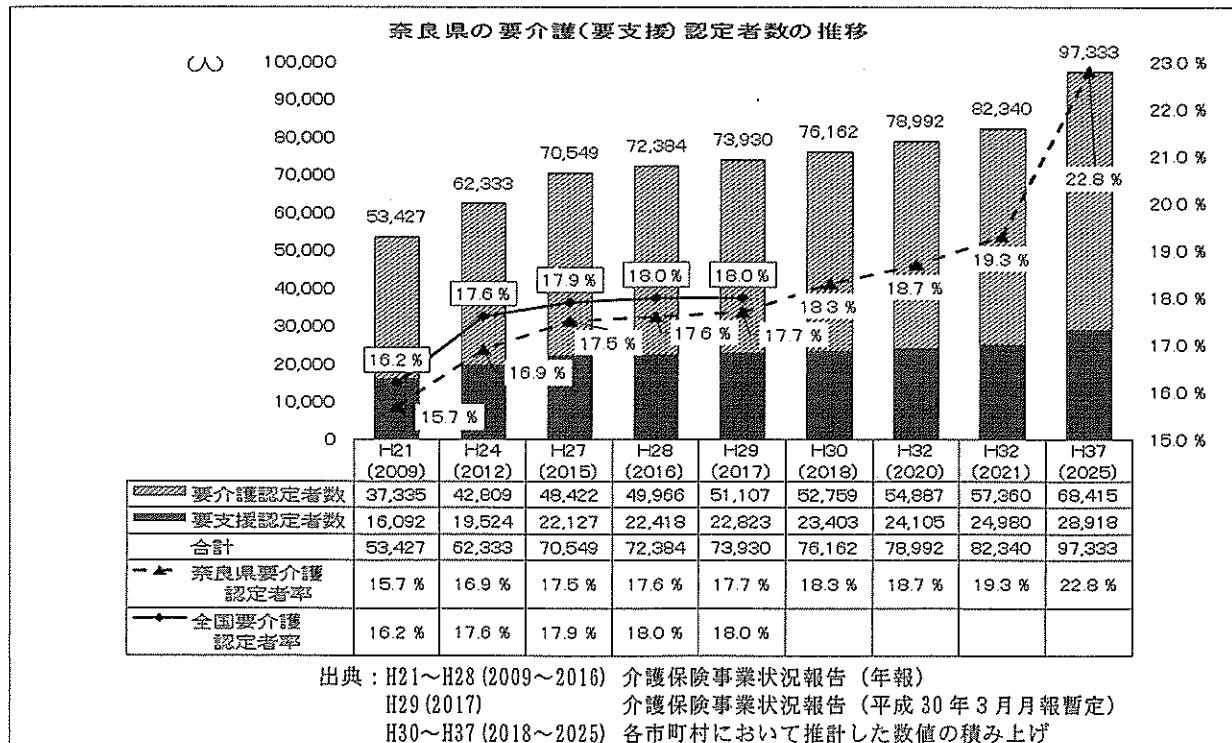
高齢者世帯が増加傾向にあり、高齢者単身世帯は今後も増え続ける一方、高齢者夫婦世帯は、平成32年をピークに減少することが見込まれています。



出典：平成22年(2010年)、平成27年(2015年)国勢調査
平成32年～平成47年(2020年～2035年)国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計』
(平成26年4月推計)

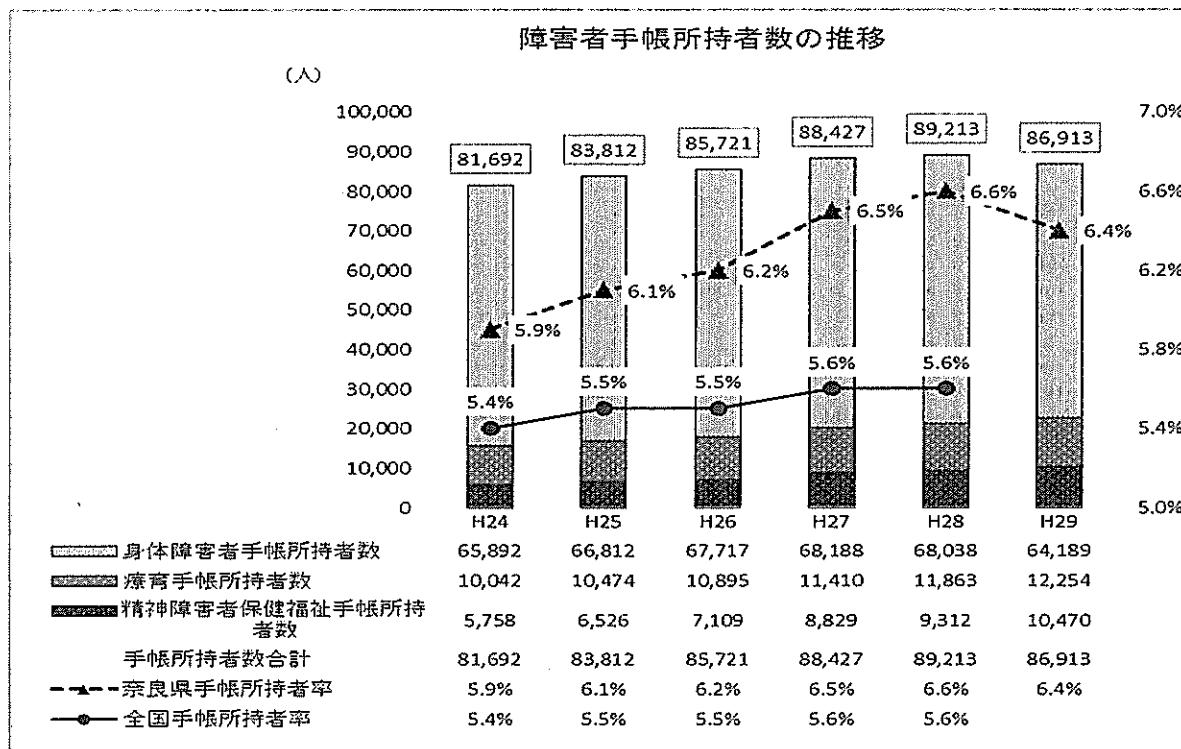
(2) 要介護（要支援）認定者数

要介護（要支援）認定者率は全国平均に比べて若干低い数値で推移しています。



(3) 障害者手帳所持者数

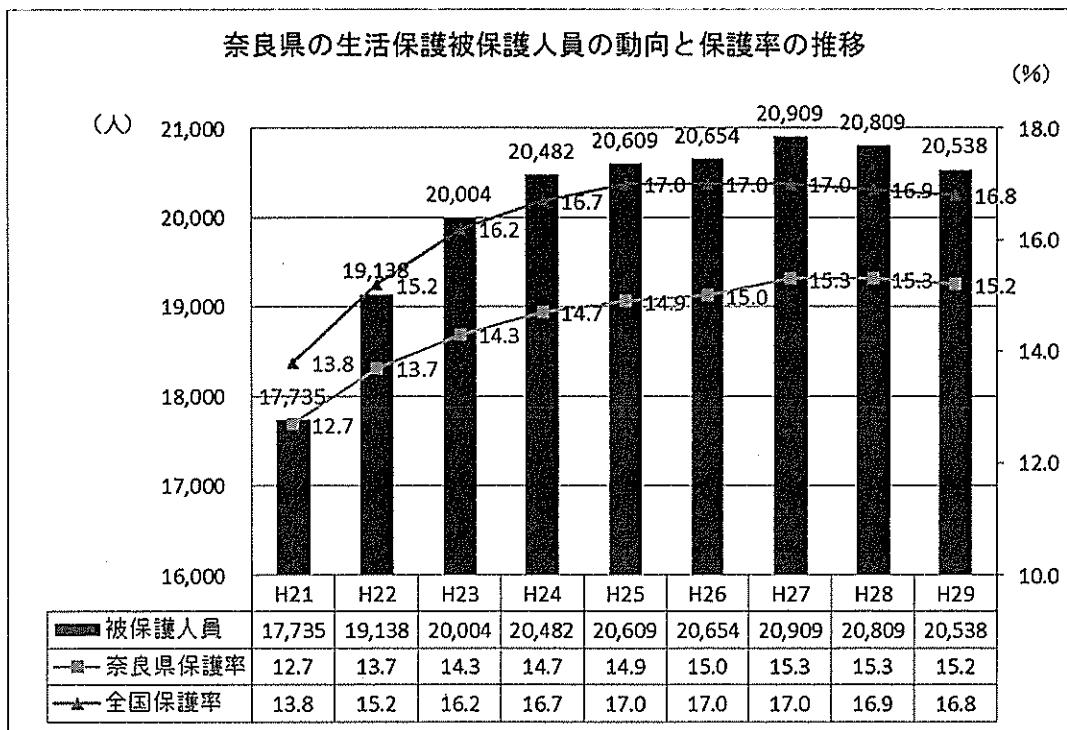
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とともに所持者は年々増加し、手帳所持者率は全国平均よりも高くなっています。



出典：県障害福祉課集計

(4) 生活保護被保護人員の状況

保護率は全国平均より低いものの、被保護人員、保護率ともに増加しており、被保護人員は平成23年以降2万人を超えた状態が続いています。



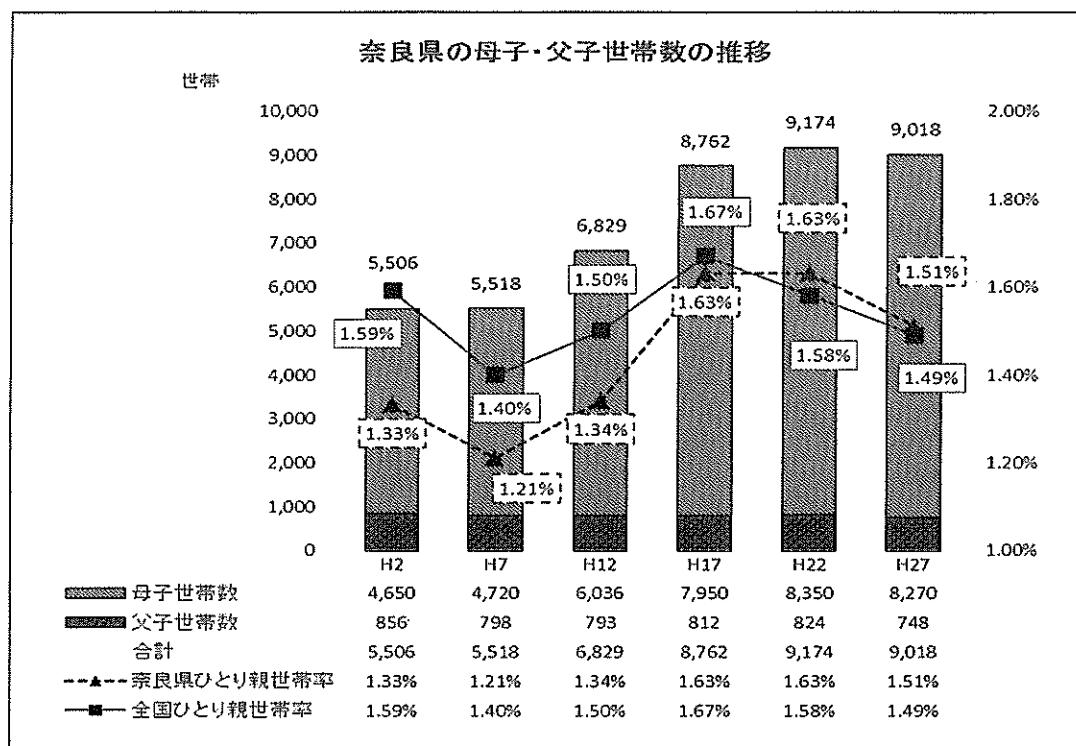
出典：奈良県：県地域福祉課集計

全国：平成28年までは厚生労働省「被保護者調査」

平成29年は厚生労働省速報値

(5) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数は、増加傾向にあり、平成22年には全国平均を若干上回っています。



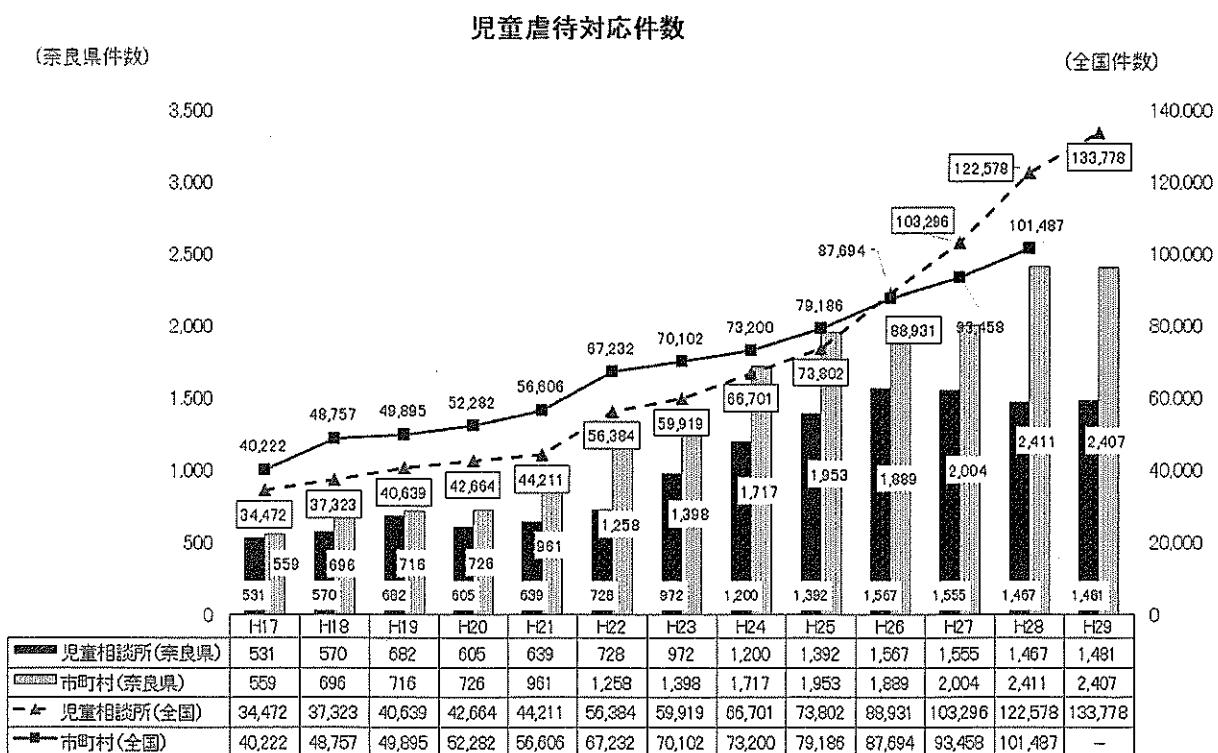
出典：母子・父子世帯：国税調査

全世帯数（奈良）：県統計調査

全世帯数（全国）：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

(6) 児童虐待対応件数の推移

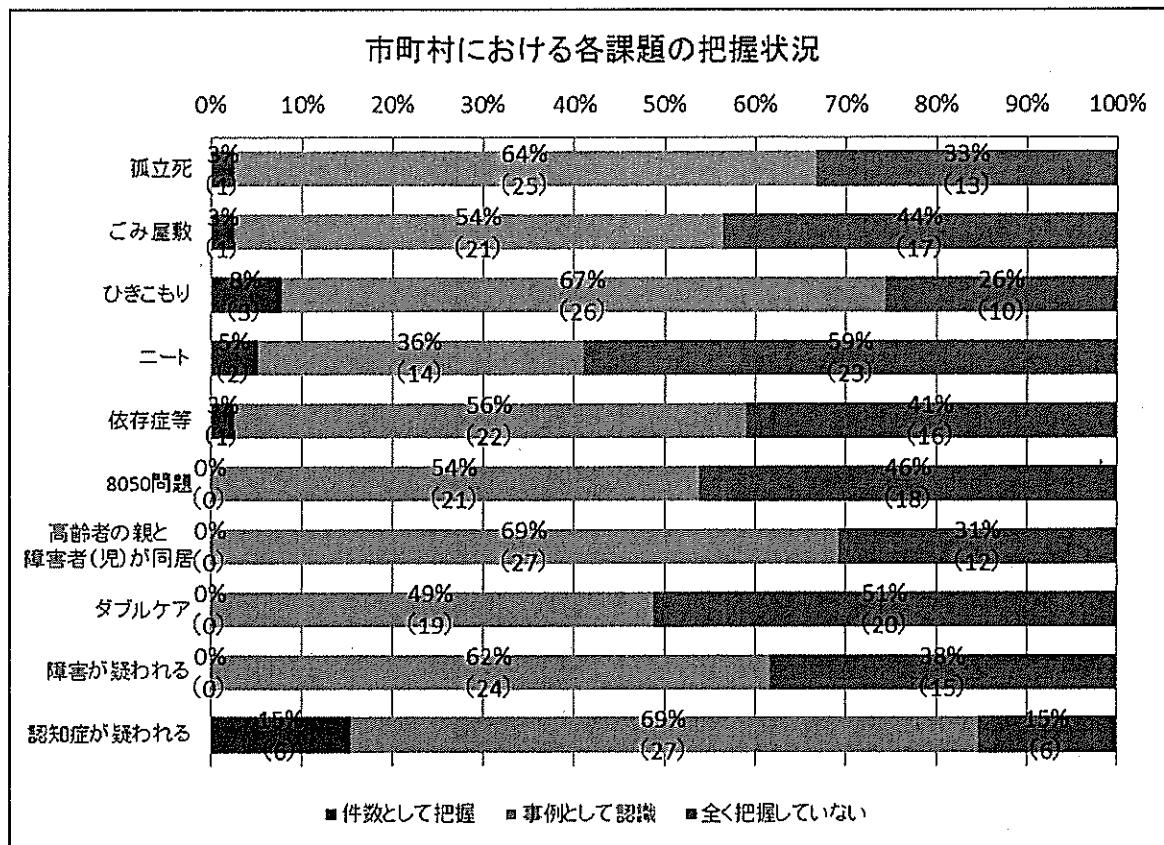
こども家庭相談センター（児童相談所）における対応件数は近年減少している一方、市町村における児童虐待対応件数は増加傾向にあります。



出典：県こども家庭課集計

(7) 制度の狭間の課題及び複合化した課題等の把握状況

制度の狭間の課題及び複合化した課題等については、課題ごとに把握状況のばらつきがあるものの、各課題について概ね5割～7割程度の市町村が認識・把握しています。



出典：県地域福祉課集計

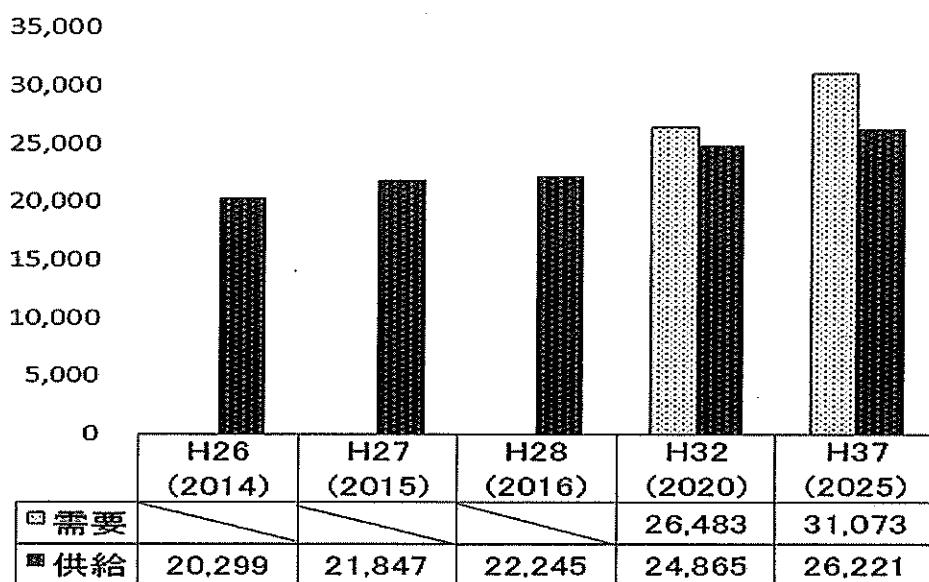
※市町村に対する、制度の狭間の課題及び複合化した課題等の把握状況調査（平成30年10月県地域福祉課実施）

3 地域の福祉を支える資源・活動

(1) 介護従事者数の推移と将来推計

県内の介護従事者数は増加傾向にあるものの、平成37年には約5,000人の需給ギャップが見込まれています。

(人) 奈良県における介護従事者数の推移と将来推計

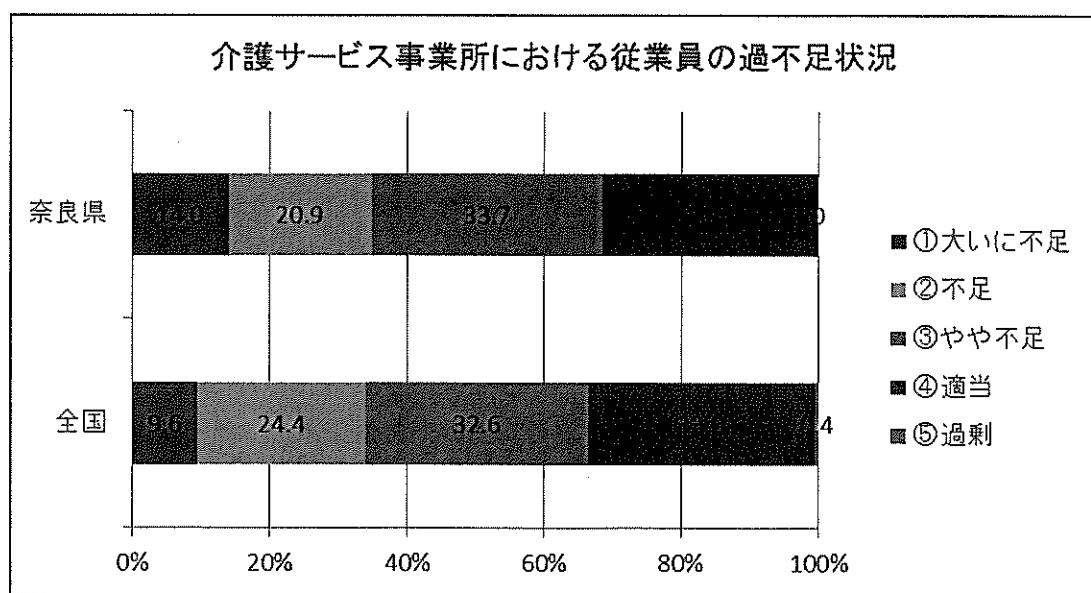


H26～H28 (2014～2016) 介護職員数 (実績)

出典：厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく
介護人材の必要数について（平成30年5月）」

(2) 介護サービス事業所における従業員の過不足状況

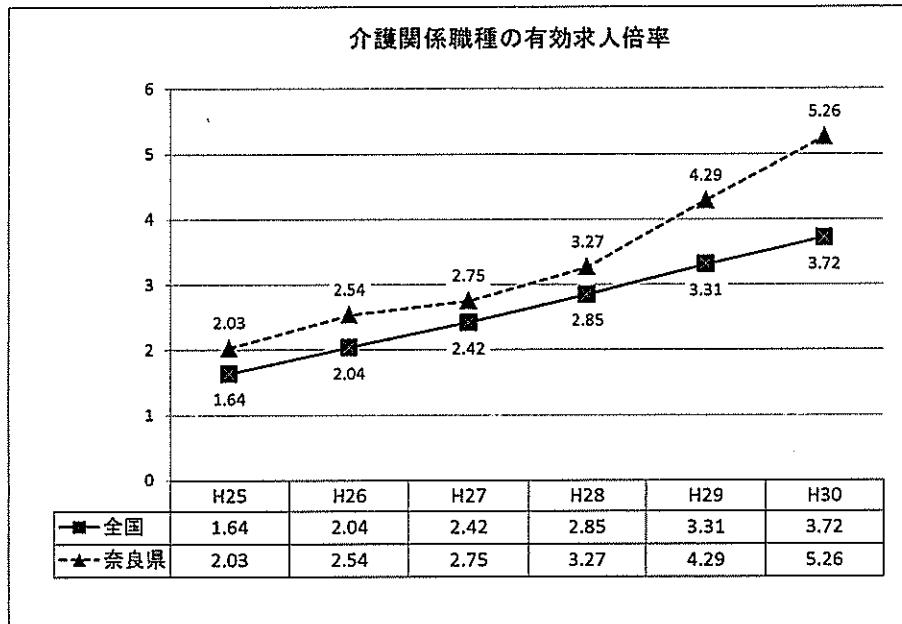
不足感を感じている事業所が6割以上となっており、従業員の確保が引き続き必要となっています。



出典：介護労働安定センター「介護労働実態調査」

(3) 介護関係職種の有効求人倍率

介護関係職種の有効求人倍率は、平成25年に比べ3.23ポイント増加し、全国平均を上回る水準が続いている。



出典：厚生労働省 一般職業紹介状況（「職業安定業務統計」）

(4) 保育関係職種の有効求人倍率

保育関係職種の有効求人倍率は、全国に比べて0.66ポイント低くなっています。

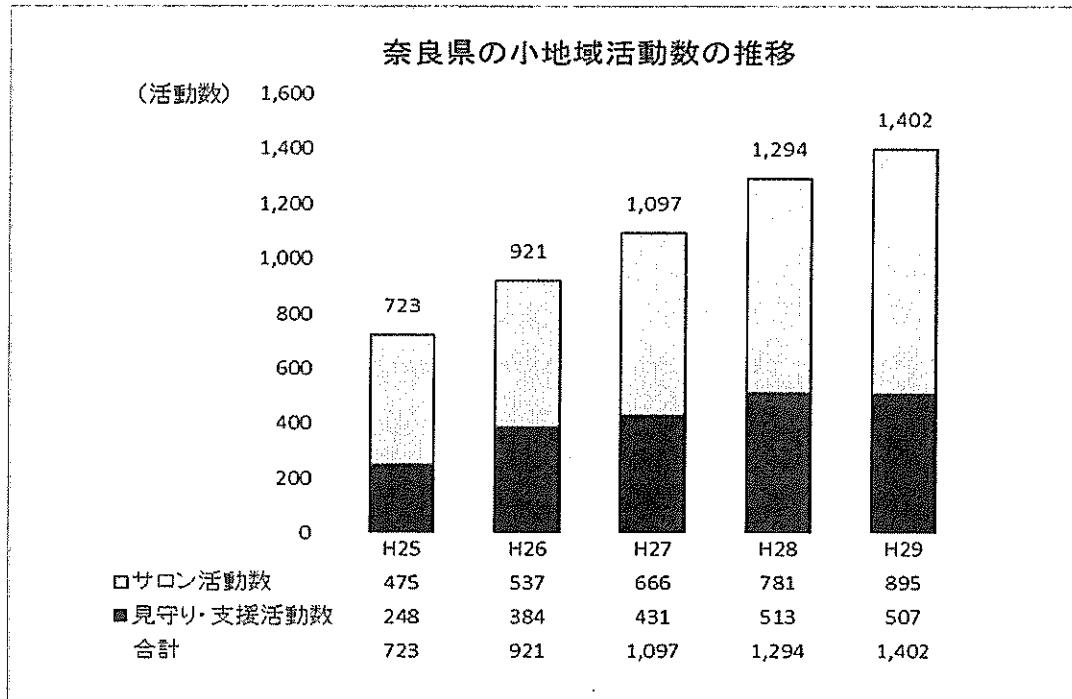
一般職業紹介状況(保育士)(平成30年1月)

	新規求職申込件数	有効求職者数	新規求人数	有効求人数	就職件数	有効求人倍率
全国	5,505	17,150	20,689	57,963	1,781	3.38
奈良	77	204	211	554	12	2.72

出典：厚生労働省 一般職業紹介状況（「職業安定業務統計」）

(5) 奈良県の小地域福祉活動の取り組み状況

高齢者の増加、独居世帯の増加が見込まれることから、地域住民が集まる場所＝サロンや、地域での見守り活動が重要であり、その数は年々増加しています。

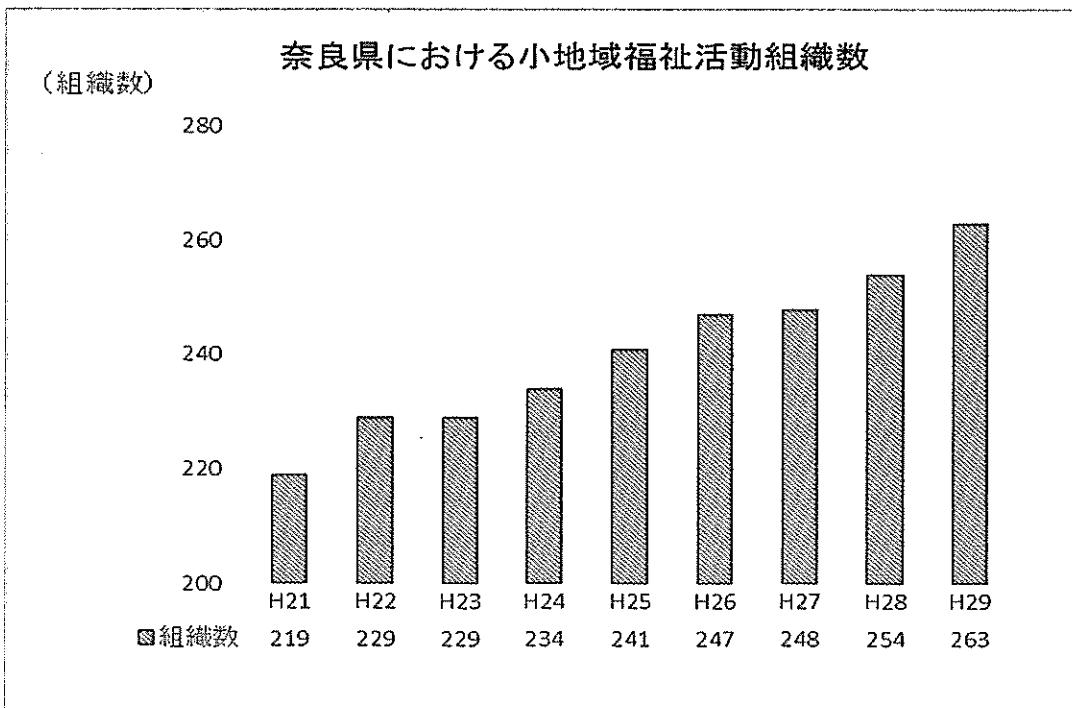


※H25は見守りのみ、H26～支援活動調査あり

出典：県社協集計

(6) 住民の主体的な活動を支える組織数の推移

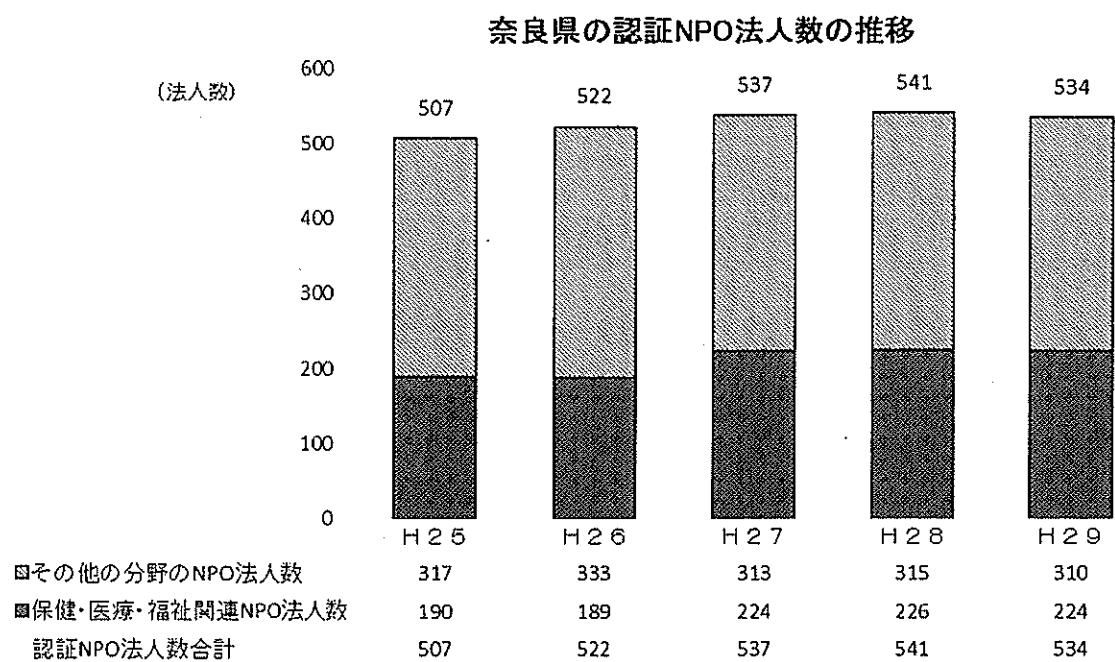
地区社協、地域福祉推進委員会、小地域ネットワーク等の名称により、地域の福祉課題を協議し、活動を進める小地域活動組織は年々増加しています。



出典：県社協集計

(7) 奈良県認証NPO法人の推移

平成10年のNPO法施行以来、県内のNPO法人認証数は年々増加し続けていましたが、ここ数年はほぼ横ばいとなっています。



出典：県青少年・社会活動推進課集計

4 地域福祉計画の策定状況

(1) 県内の市町村地域福祉計画策定状況

平成 30 年 8 月 30 日現在の策定済み市町村は 12 市町村となっており、今後策定予定の市町村は 16 市町村、策定未定の市町村は 11 市町村となっています。

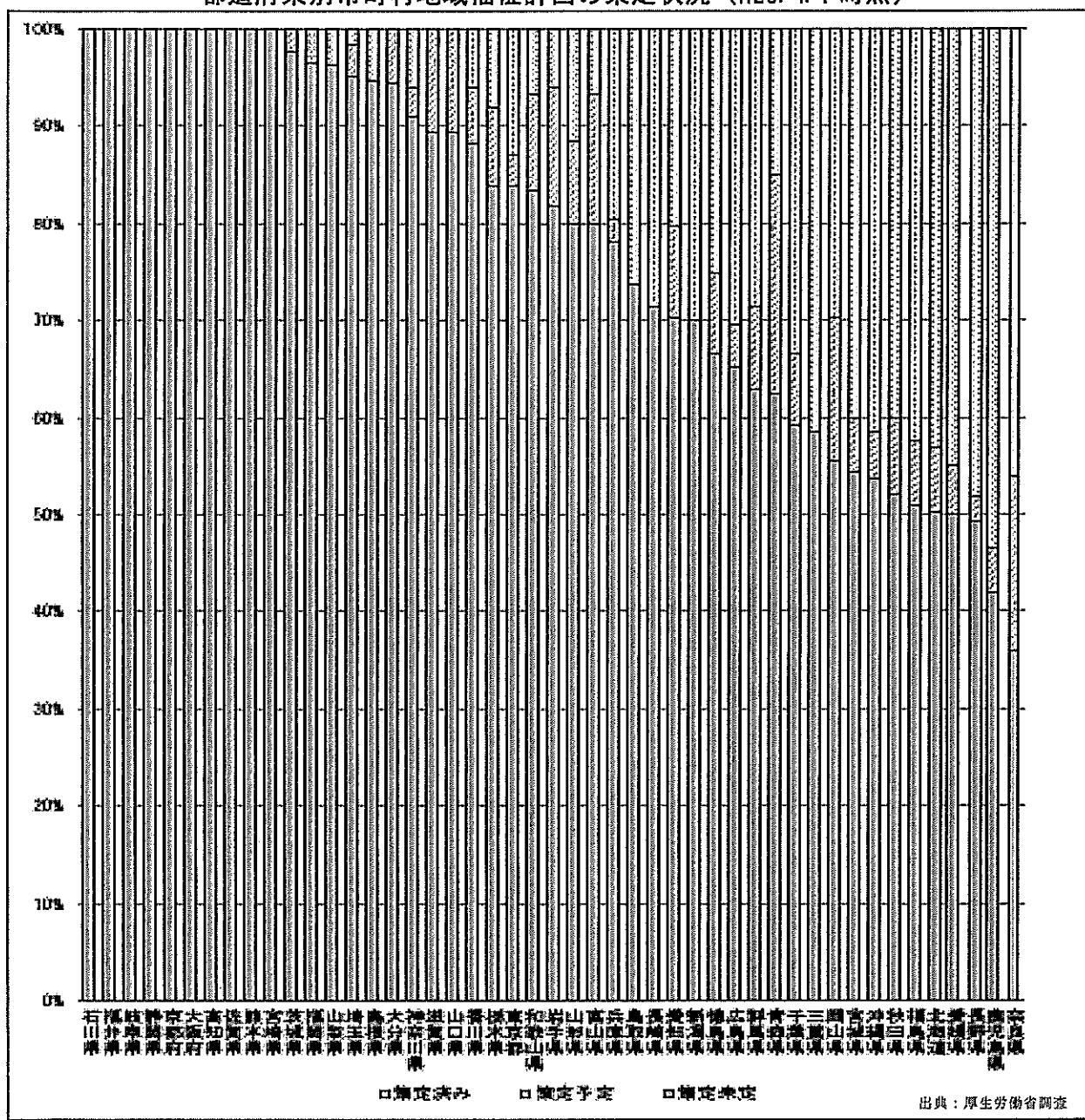
策定済 (12)		策定予定 (16)		策定未定 (11)
市町村名	策定年月	市町村名	予定年月	市町村名
奈良市	H29.3	大和郡山市	H31.3	大和高田市
橿原市	H26.3	五條市	H32.3	天理市
桜井市	H30.3	葛城市	H32.3	御所市
香芝市	H28.3	宇陀市	H32.3	生駒市
平群町	H30.3	斑鳩町	H31.3	山添村
川西町	H29.3	三宅町	H32.3	三郷町
田原本町	H30.3	御杖村	H33.3	安堵町
明日香村	H30.3	広陵町	H31.3	曾爾村
上牧町	H28.3	吉野町	H32.3	高取町
王寺町	H28.3	黒滝村	H32.3	河合町
大淀町	H27.3	野迫川村	H32.3	下市町
天川村	H27.3	十津川村	H32.3	
		下北山村	H32.3	
		上北山村	H32.3	
		川上村	H32.3	
		東吉野村	H32.3	

※網掛けは、過去に地域福祉計画を策定したものの未改定の状態となっている市町村

(2) 全国の市町村地域福祉計画策定状況

平成 29 年 4 月 1 日現在の策定率は、全国の市町村では 74.0%、奈良県は 35.9% と全国最下位となっています。

都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況（H29. 4. 1 時点）



*厚生労働省調査では、未改定の市町村も策定済みに含む。

出典：厚生労働省調査